

# 社会福祉法人知名町社会福祉協議会 身体拘束等の適正化のための指針

## (目的)

第1条 この指針は、社会福祉法人知名町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する福祉サービス利用者（以下「利用者」という。）に対して、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないことを目的として定めるものとする。

## (身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

第2条 身体拘束等は、利用者の生活の自由を制限し、利用者に身体的・精神的弊害を与え、利用者の尊厳ある生活を阻むものであるため、身体拘束等を 安易に正当化せず、全職員は身体拘束等廃止の意識を持ち、身体拘束等をしないケアに努め、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を禁止する。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合、次の3原則をすべて満たす状態にあるか組織的に厳密に検討し、該当する場合のみ利用者・家族への説明同意を得て、必要最低限の身体拘束等を行う。その場合も利用者の態様や介護の見直し等により、身体拘束等の解除に向けて取り組む。

### (1) 切迫性

利用者本人または第三者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。

### (2) 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する介護方法がない場合。

### (3) 一時性

身体拘束等が一時的なものである場合。

## (身体拘束等禁止の基本方針)

第3条 事業所の身体拘束等禁止に向けた基本方針は、次に掲げる内容とする。

### (1) 身体拘束等の原則禁止

事業所においては、原則として身体拘束等及びその他の行動制限を禁止するものとする。

### (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合

当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、身体拘束適正化検討委員会を中心に行い、身体拘束等による心身の障害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3原則の全てを満たした場合のみ、本人・家族へ説明し、同意を得て行うものとする。

また、身体拘束等を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力するものとする。

(3) サービス提供時における留意事項

職員は、身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に、次に掲げる事項について留意の上、サービス提供を行うものとする。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努めること。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努めること。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努めること
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体・精神的）を容易に妨げるような行為は行わないこと。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら、利用者が主体的に生活を送ることができるよう努めること。

**(身体拘束適正化検討委員会等)**

第4条 身体拘束等を適正化することを目的として、身体拘束適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員の選出

- ① 委員長は、管理者から1名選出する。（以下「担当者」という）虐待防止委員会の委員長と兼任を認めるものとする。
- ② 委員には、委員長以外に本会が経営する事業所の管理者またはサービス提供責任者から数名を選出し、虐待防止委員会の委員と兼任を認めるものとする。

(2) 委員の任期

- ① 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ② 委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(3) 委員会の開催

- ① 委員会は、原則、年に1回以上開催する。
- ③ 委員から、身体拘束に関する相談報告があった場合は、担当者は委員を招集し、適宜委員会を開催する。

(4) 委員会における所掌事務

- ① 身体拘束等の禁止に向けた現状の把握や改善方法の検討に関すること。
- ② 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続に関すること。
- ③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討に関すること。
- ④ 委員会に報告された事例の分析や検討した内容の全職員への周知徹底、身体拘束廃止に向けた指導の実施に関する事（事例分析は、身体拘束等の発生時の状況分析・身体拘束等の発生原因・結果等を取りまとめ、当

- 該事例の適正性と適正化策を検討すること）。
- ⑤その他身体拘束等の適正化を推進するために必要な事項に関すること。

#### （職員研修に関する基本方針）

第5条 職員に対する身体拘束適正化のための研修を、次に掲げる内容で行うものとする。

- (1) 身体拘束適正化に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束廃止と人権を尊重した対応やケアの周知徹底を図る内容とする。身体拘束等に関する事項を適切に取り上げた内容であれば、虐待防止のための研修と併せて実施してもよいものとする。
- (2) 研修は年1回以上実施する。また、新規採用者に対し身体拘束適正化のための研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、記録・保存をする。

#### （身体拘束発生時の対応に関する基本方針）

第6条 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の手順に従って実施する。

- (1) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、委員会を開催し、身体拘束等を行うことを選択する前に、切迫性、非代替性、一時性の3原則をすべて満たす状態であることを検討し確認する。
- (2) 委員会は、要件を満たす状態であることを確認し、身体拘束等を行うことを選択した場合は、身体拘束等に至った経緯、理由、目的、内容、拘束時間または時間帯、期間等を検討する。
- (3) 委員会は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、(2)で検討した内容について、利用者本人や家族に対し、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」(様式1)により説明し、十分な理解と同意を得たうえで実施する。
- (4) 身体拘束等の同意期限を越え、なお身体拘束等を必要とする場合は、事前に利用者や家族に対し、行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、再度同意を得たうえで実施する。
- (5) 身体拘束を行った場合、その様子・心身の状況・身体拘束等の必要性や方法を常に観察・検討し、「身体拘束に関する経過記録票」(様式2)に記録・保存するとともに、身体拘束等の早期解除に向けて隨時検討を行う。

**(本指針の閲覧に関する事項)**

第7条 本指針については、誰でも閲覧できるよう事業所に備えおくとともに  
本会のホームページにも公開する。

**(その他身体拘束等の適正化推進のために必要な事項)**

第8条 本会は、基本的な考えに基づき、常に利用者の立場に立ったケアを実現するため、可能な限り身体拘束等を行わないための工夫に努める。

- (1) 利用者一人一人の暮らし方を、日々の状況から十分に理解すること、  
身体拘束等に頼らないケアの手法を見出すことに努める。
- (2) 身体拘束適正化のため、利用者本人と家族にとってよりよいケアについて話し合い、身体拘束等を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考える。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。